

# わかやま母親通信

第100号 2023年1月21日発行

発行 和歌山県母親大会連絡会 事務局 和歌山市小松原通3の20 和歌山県教育会館内  
和教組 TEL073-423-2261 FAX073-436-3243 母連メール:w\_haharen@wkn.or.jp

生命を生み出す母親は  
生命を育て  
生命を守ることをのぞみます

HP 和歌山県母親大会

## 第67回和歌山県母親大会 in 田辺 於:Big・U

新しい年を迎えました。新型コロナウイルス感染拡大第8波とされていますが、みなさん、お元気に、平穏なお正月が過ごせたのでしょうか。

本日実行委員会を立ち上げ、今年の和歌山県母親大会について話し合いを開始しました。田辺市にある和歌山県立情報交流センターBig・Uを会場として借りることができました。開催に向けて準備を進めていきたいと思えます。

## 2024年第69回日本母親大会が和歌山県で開催されることが正式決定となりました

新型コロナウイルスの大流行で中断していた日本母親大会の近畿(和歌山県)開催の決定が 11月の日本母親実行委員会で確認されました。



2024年9月28日(土)全体会 和歌山県民文化会館 9月29日(日)分科会と決まりました。準備期間がすでに2年を切っていますので、早急に意思統一を図り、諸準備を始めなくてはなりません。本日、全県代表者会拡大会議を開き、県大会準備と並行して取り組んでいくことの話合いを開始したところです。和歌山県で初開催の日本母親大会の成功へ、みなさんのご協力をお願いします。

### 明日へ

**ジェンダー平等への道のり** 孫とよくアニメを見る。どのアニメも、胸を強調した女子と、ストーリーに関係なくその胸にニヤニヤする男子がたびたび登場している。女は男の視線を集めて喜ばせる性、男は女を享楽の対象とみてよいと、子ども時代から刷り込まれていくことが心配になる。「刷り込み」と言えば、今まで女性だけを指す言葉は、女優・女流作家・女医・女子アナ・OL・内助の功・老婆・女性らしい細やかさなど、数知れない。性で分けて男性を中心にした社会構造や役割分担意識など、性の多様性をも否定するものになっている。けれど、私も使ってきた。随分と無自覚だった。

ジェンダー平等へ歩みを進めるためには、日常の中の間違った表現や刷り込みに敏感に気づき、排除していくことが大切である。同時に、女性が多く携わる介護・医療・福祉やパート労働などの待遇改善が差し迫った課題である。「エッセンシャルワーク」と言われる労働がもっと評価されるべきである。新年を迎え、春闘を控えた現役世代を応援したい。MN.

## 2022年 武器はいらない 核もいらない 12.8 母親・女性の平和行動

ロシアのウクライナ侵略を利用した岸田自公政権の軍拡・9条改憲への動きが加速しています。私たちの平和運動は、今までにも増して大切になっています。今回も多様な形で、県下66か所で赤紙6700枚の配布行動が取り组まれました。これからも工夫した活動を続けていきましょう。ごくろうさまでした。

## 第56回近畿ブロック母親運動学習会 in 滋賀(彦根市)

2023年の近畿ブロック母親運動学習会が、下記日程で開催されます。

- 1 日 時 2023年2月12日(日) 受付 12:00 13:00~16:00
- 2 会 場 彦根勤労福祉会館たちばな JR彦根駅近く
- 3 プログラム 13:00~13:30 全体会 オープニング みんなで歌おう  
開会挨拶 滋賀県会長  
各府県の運動交流  
13:30~16:00 分科会 平和 暮らし 環境など6分科会



## 2023年国際女性デー和歌山県ふし集会を開催します

女性を取り巻く環境・男女賃金格差への怒りや「ジェンダー平等って？」といった関心が高まっています。よろしかったら、下記集会へご参加ください。

### 2023年 国際女性デー和歌山県ふし集会

3月8日前後は、毎年、地域や職場集会が開かれていますので、時期を早めてふし集会として開催します。和歌山県の政策、センターの活動についてお聞きしたいと思います。ご参加ください。

**ジェンダー平等後進国**  
日本の平等度は、世界146か国中116位!!  
調査項目:「経済・政治・教育・健康」で、特にギャップが大きいのは?



**3.8国際女性デーとは・・・**  
1904年3月8日、アメリカ・ニューヨークで婦人参政権を求めたデモが起源となり、世界に広がりました。戦前の治安維持法下の日本でも、密かに開かれましたが、本格的な開催(婦人デー)は1947年3月8日からでした。  
国連によって、1975年に3月8日を「国際女性デー」と制定され、女性への差別撤廃と女性の地位を訴える日とされています。

**いつ** 2023年2月8日(水) 13:30~15:30  
**どこで** 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9F会議室  
(手平2-1-2 JR宮前駅から徒歩5分)  
**さんかひ** 300円(領収書を発行します)  
**おはなし** 「男女共同参画センターって何？」  
~めざす「男女共同参画社会」とは~  
お話; 和歌山県男女共同参画センター職員の方

2023年国際女性デー和歌山県実行委員会 (和市委務局・新婦人・和教組・和高教・県年金者組合・県地評・県母連)  
お問い合わせは、県母連事務局長 西川までお願いします。(TE L073-423-2261 和教組)

## 「ジェンダー平等社会」の実現をめざして・・・ベーシック学習講座④

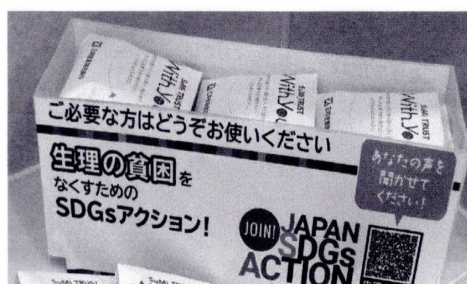
…それは、平和、自由、平等、多様性が尊重され、個人の尊厳が守られる社会

国連は、2015年からSDGs＝持続可能な開発目標を提唱している。その一つに「ジェンダー平等社会を実現しよう」を含めている。未来社会の存続に欠かせないこととして重視しているのである。

数年前アメリカから「Mee Too」運動が始まりたちまちヨーロッパに広がったが、日本の反応は最初弱かったように思う。性被害を告発するこの運動に、日本人はまだ「二の足を踏む」のかとも思ったが、やがて「フラワーデモ」として、



一輪の花を持って立つサイレント行動が全国に広がった。今、刑法の一部改正に向けた要求運動になっている。また、コロナ禍で仕事を失う非正規の女性が続出する中で、「生理の貧困」の声が各行政を動かすまでの運動に広がった。気候危機問題への取り組みも起きている。こうした若い世代を中心とした新しい形の運動は未来への希望である。



だが、今年2月、ロシアによるウクライナ侵略が始まった。戦争は、命と人権の尊重、ジェンダー平等の価値観とは相容れないもっとも野蛮な行為である。世界で声を上げて戦争を終わらせると共に、軍拡競争に陥らない平和の道を人類の英知で選択していかなければ、世界も日本も、ジェンダー平等の実現も遠のくことになる。

ともあれ、要求運動は足元から始めなければいけないし、共同し合える仲間と広く手を携えていくことが大切である。さらに、「ジェンダー平等」を望む時、自らの考え方・生き方と向き合うことにもなろう。現時点での運動課題について整理してみた。

- \* 自分の人生を“女らしく男らしく、にとらわれず、“自分らしく、精一杯生きる。
- \* 夫婦間、恋人間の互いの人権を尊重した平等な関係づくりに努力する。
- \* 次の世代に、性差別や役割分担意識を植え付けず、本人の良さを伸ばしていく。
- \* 性的少数者の切実な要求や道理ある「少数意見」に耳を傾ける。多様性を尊重する。
- \* 政策決定の場、企業・民間団体のトップへ女性が進出する意識的取組みが必要。(注3)
- \* 身近にある不平等な現状、不合理・不条理な事実を見過ごさない あきらめない 敏感に感じて忘れない できれば、言葉で指摘する さらに、告発する さらにさらに、改善を要求し改善させるなど…この努力がなければ変わらない。
- \* 一人の切実な願いをみんなの要求に…組合運動、市民運動 幅広い要求運動へ。
- \* 早急に、みんなで協力して取り組みたい**あ・れ・こ・れ**

**選択的夫婦別姓の実現 LGBTの法的権利保障 刑法・民法の一部改正 等。**

**ILOハラスメント禁止条約批准(2019.6採択)…国内法整備。男女賃金格差の是正。**

**女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准…権利の侵害を通報、救済を求める(注4)**

### (注3) 意識的取組みの一つ＝クオータ制の導入について

クオータ制とは、議会における男女間格差を是正することを目的とし、性別を基準に女性または両性の比率を割り当てる制度で、主に次の3つに分類される。

- ① 議席割当制 法律によって、議席のうち一定数を女性に割り当てることを定める。
- ② 法的候補者クオータ制 法律によって、候補者の一定割合を女性または男女に割り当てたり、名簿順位に関する規定を設けたりするもの。
- ③ 政党による自発的クオータ制 政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性または男女に割り当てるもの。

ヨーロッパ諸国では、この制度を導入することにより、女性の政治参画が急速に広がった。その中で生まれたフランスのパリテ法（2000年）で、男女の政治参画への平等が促進された。今これを採用する国が増えてきている。パリテとは、「同数、均等」を意味する言葉である。

日本では、今回の参議院議員選挙で、野党の中で③を取り入れた政党が出てきているが、多数を握る政権政党では、「政治とは権力闘争である」「逆差別に当たらないか」と放言する議員もおり、③はおろか、①②の制度化実現には、まだまだ粘り強い要求運動が必要であると痛感させられる。

### (注4) 女性差別撤廃条約選択議定書について

国連の女性差別撤廃条約は、1979年に採択されたが、その20年後(1999年)に選択議定書が採択された。それは「条約」を批准した国が、男女平等に向けての法整備や差別防止に「遅滞なく」「効果的に」取り組むことを前提としながら、それでも、国内法の不備により不利益や権利侵害を被った、または訴えた裁判での判決に不合理を感じた個人または集団が、直接国連の女性差別撤廃委員会へ通報し救済を求める権利を保障するものである。この「選択議定書」に日本は未だ批准しておらず、「委員会」から再三批准を勧告されている。政府は、批准を先延ばししている理由として、20年余りずっと「国内法との調整」を上げているが、この間、差別是正の要求が高まれば法律の部分的手直しをするだけで、根本的に差別・不平等是正や性暴力・ハラスメントからの救済のための積極的な法改正に取り組む姿勢を見せてはこなかった。

現在、複数の中央女性団体によって「女性差別撤廃条約実現アクション」が提唱され、国会議員や地方議会への働きかけを強める中で、「選択議定書の早期批准を求める国への意見書」を採択す自治体が増えつつある。

